

令和 7 年

第 1 回庄原市議会定例会議案

(3月その2)

庄 原 市

令和 7 年第 1 回庄原市議会定例会議案目次（その 2）

議案第50号	和解に応じることについて	1
議案第51号	令和 6 年度庄原市一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
議案第52号	令和 6 年度庄原市住宅資金特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第53号	令和 6 年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第54号	令和 6 年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第55号	令和 6 年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第56号	令和 6 年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 2 号）	別冊
議案第57号	令和 6 年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第58号	令和 6 年度庄原市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第59号	令和 6 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第60号	令和 6 年度庄原市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第61号	令和 6 年度庄原市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第62号	令和 6 年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）	別冊

議案第 50 号

和解に応じることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、次のとおり訴訟上の和解に応じることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

庄原市長 木 山 耕 三

1 事件名

2 訴訟当事者

原告 庄原市内に在住する個人 外 8 名

被告 庄原市中本町一丁目 10 番 1 号 庄原市 代表者市長 木山 耕三

3 係属裁判所 広島地方裁判所

4 和解条項

- (1) 被告は、原告らに対し、地方自治法第 242 条の 2 第 12 項の規定に基づく金員として、471 万 6,983 円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告らに対し、前項の金員を、令和 7 年 4 月 30 日限り、原告らの指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告らは、その余の請求をいずれも放棄する。
- (4) 原告ら及び被告は、各原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

(提案理由)

原告らから提起された弁護士費用請求事件について、和解により解決したいので、和解に応じることについて、議会の議決を求めるものである。

事 件 の 概 要

1. 原告 庄原市内に在住する個人 外 8 名
 被告 庄原市
2. 平成 27 年 7 月 21 日付けで広島地方裁判所へ提訴された木質バイオマス利活用プラント整備事業に係る住民訴訟は、令和 5 年 5 月 31 日、最高裁判所の上告不受理決定により、庄原市長に対し、金 238,061,169 円及びこれに対する遅延損害金の支払を補助金を交付した当時の庄原市長に対して請求するよう命じる判決が確定した。
3. 原告らは、住民訴訟に勝訴した住民は、弁護士に支払うべき報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を普通地方公共団体に請求することができるとする地方自治法第 242 条の 2 第 12 項に基づき、市に対し、金 43,602,458 円を支払うよう請求したが、市が支払わなかったため、令和 6 年 6 月 6 日付けで広島地方裁判所に提訴した。
4. これに対し、市は、原告らの弁護士報酬に関する合意に疑義があることから「報酬を支払うべきとき」には該当しないこと、また、仮に市が弁護士報酬相当額を支払うとしても、住民訴訟の公益的性格等を考慮して、原告らの請求額は相当とはいえないことを主張して、応訴した。
5. 令和 6 年 12 月 4 日、裁判所から和解による解決の提案があり、原告ら及び被告による協議を行い、和解しようとするものである。